

鹿水給第 147 号
平成20年6月26日

指定給水装置工事事業者
指定排水設備工事事業者 各位

鹿児島市水道局
給排水設備課長
(公印省略)

給水装置工事及び排水設備工事の完成検査時の給水装置工事主任技術者及び
排水設備工事責任技術者の立会いについて (通知)

排水設備工事の完成検査時における排水設備工事責任技術者（以下「責任技術者」という。）の立会いについては、毎年5月に開催される指定工事事業者講習会においてもお願いしているところですが、最近、立会いが無い場合が散見されますので、鹿児島市水道局指定排水設備工事事業者規程第11条に基づき、責任技術者は完成検査に立ち会うようにしてください。

また、給水装置工事の完成検査時における給水装置工事主任技術者（以下「主任技術者」という。）の立会いについても、鹿児島市水道局指定給水装置工事事業者規程第15条に基づき、主任技術者は完成検査に立ち会うようにしてください。

詳細については下記のとおりです。

記

- (1) 完成検査時に主任技術者証（免状しか持っていない方はそのコピー）及び責任技術者証（以下「技術者証」という。）の提示を求める場合がありますので、完成検査時には技術者証を持参してください。
- (2) 正当な理由があつて、主任技術者及び責任技術者が完成検査に立ち会えない場合は、完成検査前日までに水道局へ報告を行い、その指示に従うようにしてください。
- (3) この通知は、平成20年7月7日（月）の完成検査受付のものから適用するものとしします。